

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 八郎潟町 (都道府県: 秋田県)
本事業の担当部署名 総務課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	八郎潟町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 「八郎潟町総合戦略」における基本目標の1つに「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」があり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるには、結婚・出産・子育てしやすいまちづくりに向けた環境整備に取り組む必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 「八郎潟町総合戦略」における基本目標の1つに「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」があり、若い世代の経済的安定を図るとともに、結婚・出産・子育ての切れ目のない子育て環境の充実を推進することとしている。これに対し、下記の3つの具体的な施策を設けている。 ①結婚支援 ②出産支援 ③子育て支援</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 本事業は上記「八郎潟町総合戦略」の具体的な施策の一つである結婚支援に位置づけられ、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻数、さらに出生数の増加を図るものとする。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> 夫婦のいずれにも町税等の滞納がないこと。 補助金の交付後継続して2年以上、八郎潟町に住む意思があること。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	3	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

・29歳以下
 八郎潟町に届出のあった、令和4年度の夫婦ともに29歳以下の婚姻件数は3件あり、令和6年度は2件該当があると見込み算出。
 ・上記以外
 八郎潟町に届出のあった、令和4年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数が3件あり、令和6年度は1件の申請があると見込み、算出。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 ×	600,000 円 =	1,200,000 円
(その他)	1 世帯 ×	300,000 円 =	300,000 円
		(継続補助)	

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

町広報・町ホームページへの掲載。

KPI項目	単位	目標値	現状値																
		15 (令和7年度)	8 (令和4年度)																
婚姻数(八郎潟町総合戦略より)	件																		
出生数(八郎潟町総合戦略より)	人	24 (令和7年度)	18 (令和4年度)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th colspan="2">直近の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生率</td> <td></td> <td colspan="2">1.32 (平成29年度)</td> </tr> <tr> <td>婚姻件数</td> <td>件</td> <td colspan="2">8 (令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>婚姻率</td> <td></td> <td colspan="2">1.51 (令和4年度)</td> </tr> </tbody> </table>				項目	単位	直近の実績		合計特殊出生率		1.32 (平成29年度)		婚姻件数	件	8 (令和4年度)		婚姻率		1.51 (令和4年度)	
項目	単位	直近の実績																	
合計特殊出生率		1.32 (平成29年度)																	
婚姻件数	件	8 (令和4年度)																	
婚姻率		1.51 (令和4年度)																	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値															
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	0 (令和5年12月末現在)															
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0 (令和5年12月末現在)															
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	0 (令和5年12月末現在)															
	他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7			秋田県ホームページにて広報していただく。															
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				金融機関や町内事業者に対し、チラシを配布し周知をする。															

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。